第32号議案

春日市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月6日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

配偶者から暴力を受けた被害者の居住の安定に資するため、単身での市営住宅への 入居の対象となる者の範囲を拡大するとともに、入居の条件のうち一定の世帯に係る 収入の基準を見直すものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市営住宅条例の一部を改正する条例

春日市営住宅条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ア(オ)を削り、同条第2項第8号中「又はイ」を「からエまで」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者であって、現に配偶者からの暴力を理由に避難することが必要な状況にあると市長が認めるもの
- エ 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体に対し配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出た者であって、当該申出を証する書類(公営住宅への入居等に関するものに限る。)の交付を受けているもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。